

スタイルジム円山会員規約

第1条 [トレーナーとクライアント]

以下「スタイルジム円山」の運動指導者をトレーナーと呼び、ここにお申し込みいただく方をクライアントといたします。

第2条 [目的]

トレーナーはクライアントに対し運動（ストレッチやトレーニングなどトレーナーの指導により体を動かす行為）メニューを提供し、健康の維持・増進、ボディメイクなど、ジムのコンセプトに従いクライアントが求める様々な目標を達成できるよう指導いたします。

第3条 [参加資格]

- ①クライアントは、スタイルジム円山の趣旨に賛同し各要件を満たし、本規約書に承諾した方とします。
- ②暴力団構成員、クラブ運営に支障をきたす可能性がある方、その他スタイルジム円山が不適当と認めた方は参加資格がありません。

第4条 [契約手続き]

①クライアントは、所定の申し込み手続きを行い、スタイルジム円山が定める申し込み諸経費（月会費）をお支払い頂きます。

尚、必要により医師の診断書等の提出を求める場合があります。

②未成年者の申し込みについては、本人と保護者の連名で手続きを行わなければなりません。

保護者は本規約に基づく責任を本人と連帯して負担していただきます。

第5条 [会費と参加費用]

①一旦納入した諸費用等の返還は致しません。

②手続きにより、ご利用プランの変更ができます。届出期間は変更希望月の前月15日までに、トレーナー・スタッフへの

申し出が必要となります。（例：6月から新プラン希望の場合、5月15日が届出期日となります）

第6条 [会費と有効期間]

お申し込み手続きが完了した日からトレーニングを開始できます。翌月以降月ごとに月会費が必要になります。お支払い方法はカード決済（前月20日自動決済）、現金払い（月一回目トレーニング時）のいずれかとなります。

契約期間は1ヶ月更新とします。追加セッションは上限二回までとし月額コース規定回数予約を優先とさせていただきます。

第7条 [契約の解約]

契約の解約を希望する場合、その意思を、退会希望月の15日までにトレーナー・スタッフに申し出なければなりません。

（例：5月末退会希望の場合、5月15日が届出期日となります）契約の解約は1ヶ月単位とし月の途中の解約で残額の返金は出来ません。

一度退会されると、それ以降の継続割引は無効となります。

また、会員数の定員により再入会はお断りする場合がございます。あらかじめご了承ください。

第8条 [休会]

手続きにより最大3ヶ月まで休会をすることができます。期間中の休会費、復帰される場合の手数料はいただきません。

第9条 [契約解除]

トレーナーは、クライアントが次の各号の一つに該当すると認めた場合は、一時停止または契約解除することができます。

（1）スタイルジム円山が定める諸費用等を1ヶ月以上滞納したとき。

（2）本規約、その他ジムを通さず所属トレーナーと個人的な連絡を行う等トレーナーが定める規則に違反したとき。

- (3) スタイルジム円山の名誉、信用を損なう行為、または秩序を乱す行為があったとき。
- (4) 業務範囲を超えた要求、その他、品位を損なうと認められる非行があったとき。
- (5) スタイルジム円山が社会通念上に照らし、クライアントとしてふさわしくないと認めたとき。

第10条 [休業]

スタイルジム円山または担当トレーナーが休業する場合は、事前に当クラブホームページにてお知らせ致します。

また、緊急の事態が発生した場合はその限りではありません。

第11条 [責任と怪我及び事故]

万が一、トレーニング遂行中に怪我、その他事故が生じた場合、スタイルジム円山、また担当トレーナーは然るべき応急処置に最善を尽くすことをお約束しますが、故意または重過失による場合を除きその責任を負うものではありません。

第12条 [効果]

運動プログラムは絶対的な効果を保証するものではありません。

第13条 (担当トレーナー)

当ジムは担当トレーナー完全指名ではなく指名希望となっております。

出来る限り希望には沿いますが予約状況により担当トレーナーが変更されることがあります。

第14条 [変更事項]

クライアントは、連絡先等申込内容に変更のあった場合は、速やかに届け出るものとします。

第15条 [諸費用の改定]

スタイルジム円山は、本規約に基づいて会員が負担すべき諸費用を、社会通念上・経済状況の変動等を参考にして改定することができます。

この場合は、当ホームページ等にてクライアントに告知するものとします。

第16条 [細則]

本規約に定めていない事項及び業務遂行上必要な細則はスタイルジム円山が定めるものとします。

第17条 [改定]

本規約の改定及び変更はスタイルジム円山よりなされるものとし、その効力は当該改定及び変更時に在籍する全てのクライアントに及ぶものとします。

第18条 [附則]

本規約は2018年4月1日より施行します。

2026年3月1日規約一部改定